

## 滋慶医療科学大学 教員組織編成方針

滋慶医療科学大学（以下、「本学」という。）は、基本理念・目的を踏まえて教員組織を編成し、その方針をより明確にするために、「滋慶医療科学大学 教員組織編成方針」を以下のとおり定める。

1. 「大学設置基準」、「大学院設置基準」等の関連法令を遵守するとともに、教育特性に見合った対学生数比を伴う人数を有し、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しつつ、各学部・研究科の教育研究上の目的等を実現するために必要な教員を配置する。
2. 各学部・研究科における教育研究活動等を継続的に行うために、職位・年齢・性別・学問分野等のバランスを考慮し、教員編成の多様性に配慮する。
3. 教員の募集・任用・昇任等にあたっては、本学の関連諸規程等に基づき、透明かつ公正で適切な運用を行う。
4. 組織的な教育・研究・社会貢献・組織運営活動等を行うために、教員間の連携・協働体制を確保し、適切に教員の役割を分担する。
5. 教員の教育・研究・社会貢献・組織運営等に関わる資質向上のため、組織的・多面的なFD（Faculty Development）及びSD（Staff Development）活動を行う。

2023年3月9日制定

滋慶医療科学大学